

船舶事故調査報告書

平成30年8月22日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成30年1月21日 11時15分ごろ
発生場所	静岡県沼津市淡島 ^{あわしま} 南東方沖 伊豆淡島灯台から真方位149°710m付近 (概位 北緯35°01.8′ 東経138°53.4′)
事故の概要	遊漁船 ^{たうち} 田内丸は、東南東進中、また、プレジャーボート ^{ほくと} 北斗は、漂泊中、両船が衝突した。
事故調査の経過	平成30年1月24日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 遊漁船 田内丸、4.8トン SO3-22820、個人所有 第241-17269号（船舶検査済票の番号） B プレジャーボート 北斗、5トン未満（長さ4.44m） 235-31197静岡、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 船長B、二級小型
負傷者	A なし B 軽傷 2人（船長及び同乗者）
損傷	A 右舷船首部外板に擦過傷 B 右舷船首部及び右舷船尾部の各ハンドレールに曲損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、釣り客8人を乗せ、淡島南東方沖を東南東進中、船長Aが、左舷方に淡島遊歩道を視認し、1週間前に改修作業を終えた同遊歩道の現状が気になり、左舷方を見ながら航行していたところ、B船と衝突した。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、同乗者1人を乗せ、淡島南東方沖で船首を西方に向け、電動船外機で船位を保持しながら漂泊中、船長Bが、右舷前方200m付近に接近するA船を視認し、そのうちA船がB船を避けてくれるものと思い、A船の動向を見ていたところ、更にA船が接近するので大声で叫んだものの、A船と衝突した。
分析	A船は、淡島南東方沖を東南東進中、船長Aが、左舷方の淡島遊歩道に注意を向け、船首方の見張りを適切に行っていなかったことから、前路で漂泊中のB船に気付かずに航行し、B船と衝突したものと考えられる。 B船は、淡島南東方沖で漂泊中、船長Bが、右舷前方200m付近

	<p>に接近するA船を視認したものの、A船がB船を避けてくれるものと思ひ、漂泊を続けたことから、衝突を避けるための措置を採る時機を失し、A船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、淡島南東方沖において、A船が東南東進中、B船が漂泊中、船長Aが、左舷方の淡島遊歩道に注意を向け、船首方の見張りを適切に行っていなかったため、前路で漂泊中のB船に気付かずに航行し、また、船長Bが、A船がB船を避けてくれるものと思ひ、漂泊を続けたため、衝突を避けるための措置を採る時機を失し、両船が衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航行中は、特定の方向を見続けることなく、常時適切な見張りを行うこと。 ・漂泊中であっても、接近する他船を認めた場合は、有効な音響による信号を行い、余裕のある時機に機関を使用して移動するなど、衝突を避けるための措置を採ること。